

○ 社会的養護の拡充について

ア 職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等への就業支援の実施

(ア) 事業内容

現下の厳しい雇用情勢の中、児童養護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、都道府県福祉人材センター、就業支援のノウハウのある法人、NPO等に委託して行う。

(イ) 就業支援チーム

児童相談所と連携して活動する就業支援チームを設置することにより、児童養護施設等の退所（予定）者等の就業を支援する。

イ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善

(ア) 事業内容

児童養護施設等の入所児等の生活向上のため、老朽化遊具等の更新、大型冷蔵庫、食器消毒保管庫等の更新・購入、乳児・児童用ベッド等の更新・購入、カーペット敷・壁紙等の改修、ケア単位の小規模化等のための改修、学習環境整備のためのパソコン購入など、改修工事・設備整備・備品設置による環境改善を図る。

また、児童相談所及び市町村における児童相談体制整備として、証拠保全のためのビデオカメラ、ICレコーダー等の整備、職員の安全のための耐刃防護衣や安全靴等の整備、家庭訪問用電動アシスト自転車や訪問用乳児体重計等の整備を図る。

新設するファミリーホーム等について、「賃貸物件で実施する場合の賃借料（礼金を含む）、改修費（設備、備品を含む）」、「自前建物で実施する場合の改修費」を補助し、設置促進を図る。

ウ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

(ア) 事業内容

社会的養護職員の資質の向上のため、各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進することにより、入所児童に対するケアの充実を図るため、研修への参加経費、研修に伴う代替職員の経費を補助する。

事業の実施に当たっては都道府県、指定都市、児童相談所設置

市に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の条件の確認などを行うとともに、代替職員のあるや費用の支給をなど行う。

また、児童相談所職員（一時保護所職員を含む。）及び市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員の資質向上を図るため、職員の各種研修会への参加や事例検討会等の実施機会の促進を図る。

(イ) 留意事項

児童養護施設等施設職員の短期研修については、おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定しているが、地域の実情に応じて通いの研修も対象として差し支えないものとする。